

令和4年度 集団指導

～日中活動系サービス編～

～対象サービス～

- ・生活介護・自立訓練・就労移行支援
- ・就労継続支援・就労定着支援

練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



説明内容

- 1 感染症まん延防止に関する措置
- 2 平均工賃月額の算出

1 感染症まん延防止に関する措置

感染症等まん延防止のための措置

■ 「委員会、研修、訓練」の頻度 【施設・通所系サービス】

委員会	おおむね3か月に1回以上 開催
研修	年2回以上 実施 (新規採用時、必須)
訓練	年2回以上 実施 (訓練 = シミュレーション)

※ 経過措置期間3年（令和6年4月から義務化）



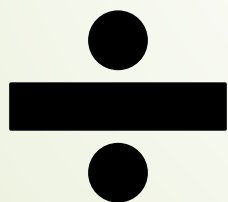
2

平均工賃月額の算出

平均工賃月額の算出

- ▶ 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）および（Ⅱ）は、利用定員および平均工賃月額に応じて評価する報酬体系です。
- ▶ 利用定員だけでなく、平均工賃月額によっても報酬の所定単位数が異なるため、正しく算出される必要があります。

前年度に
支払った
工賃総額



前年度における
各月の工賃支払
対象者の総数



平均工賃
月額

- ▶ 前年度に支払った工賃総額が600万円で50人定員の場合…
- ▶ 前年度における各月の工賃支払対象者が…

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
工賃支払い対象者	45	50	48	50	50	50	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
工賃支払い対象者	49	50	45	47	50	50	<u>584人</u>

$$\begin{array}{c}
 \text{600万円} \\
 \div \\
 \text{584人} \\
 = \\
 \text{平均工賃月額} \\
 \text{10,274円}
 \end{array}$$

見落としし注意 ～平均工賃月額の算出～

前年度に支払った工賃の総額に材料費や経費など他の費用を含めていませんか？



前年度に支払った工賃の総額に他の費用が含まれていると、平均工賃月額が正しく算出されません。

場合によっては、誤った報酬の所定単位数を選択することになりますので、十分にご注意ください。



この機会に確認してみてください



関係法令等①

～法令～

- 障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則

～指定基準・運営基準～

- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 【[都条例 第155号](#)】
- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則 【[都規則 第175号](#)】

～解釈通知等～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について 【[障発第1206001号](#)】
- 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて 【[障発第1206002号](#)】

関係法令等②

～報酬告示～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準【[厚生労働省告示第523号](#)】

～留意事項通知～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【[障発第1031001号](#)】

～関係通知～

- 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について（平成25年1月15日社援発0115第1号）
- 就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について（平成18年10月2日障発第1002003号）
- 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障発第0402001号）
- 指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について（平成29年3月30日障発第0330第4号）
- 指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについて（平成30年3月2日障発第0302第1号）

説明は、以上です。

サービス管理責任者等研修
の動画へお進みください。